

令和7年度 就学援助の額について

注意

小・中学校を通じての間接的補助であり、かつ、保護者が負担する費用を全額助成するものではありません。学校での集金の一切が免除されるわけではありませんので、月々の学校納入金は必ずお支払いください。集金内容の確認などは、学校に問い合わせてください。

		対象学年	小学校		中学校	
			要保護	準要保護	要保護	準要保護
学用品費		全学年	—	11,630円	—	22,730円
通学用品費		1年生を除く。	—	2,270円	—	2,270円
校外活動費	宿泊なし	全学年	—	1,600円	—	2,310円
	宿泊あり	小学5年・中学2年	—	3,690円	—	6,210円
通学費		全学年	—	実費額	—	実費額
修学旅行費		小学6年・中学3年	33,000円	33,000円	66,000円	66,000円
新入学児童生徒学用品費		1年生	—	57,060円	—	63,000円
学校災害共済掛金		全学年	460円	460円	460円	460円
学校給食費		全学年	—	実費額	—	実費額
PTA会費		全学年	—	実費額	—	実績額
卒業アルバム代等		小学6年・中学3年	—	11,000円	—	10,000円
オンライン学習通信費		全学年	—	15,000円	—	15,000円
医療費		全学年	実費額	実費額	実費額	実費額

※校外活動費・修学旅行費・卒業アルバム代等は、学校長が保護者から徴収する額とし、上記の額を上限額（実績により精算）とします。

※学校災害共済掛金・学校給食費・医療費は、町立学校に在学している児童・生徒のみ支給します。

※生活保護法に基づく教育扶助や生活扶助、入学準備金などの支給を受けた場合は、支給対象となりません。（修学旅行費を除きます）

※支給金額は、年度途中で認定された場合又は転校となった場合、日割計算となります。

対象となる経費

学用品費【定額】

- 学校で通常必要とする学用品の購入費の額とします。
- 学用品には、ノート・筆記用具等の他、例えば副教材、実験・実習用の材料などを含みます。

通学用品費【定額】

- 通学のために通常必要とする通学用品（通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等）の購入費の額とします。

校外活動費（宿泊を伴わないもの）【実費：上限額あり】

- 学校行事として実施される校外活動に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学料の額とします。

校外活動費（宿泊を伴うもの）【実費：上限額あり】

- 学校行事として実施される宿泊を伴う校外活動に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費、宿泊料及び見学料の額とし、補助の対象とする実施回数は、学年を通して1回とします。

通学費【実費】

- 通学費は、片道の通学距離が4km以上（小学校）または6km以上（中学校）の場合のみ支給します。
- 原則として、最も経済的な経路及び方法により通学する場合の交通費を支給します。

修学旅行費【実費：上限額あり】

- 修学旅行に参加するために要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊料及び見学の額とします。
- 病気などのやむを得ない理由により、修学旅行に不参加又は参加途中で取りやめた場合のキャンセル料や別途発生した交通費も支給対象とします。

新入学児童生徒学用品費【定額】

- 新たに入学する児童・生徒が新入学に当たって通常必要とする学用品・通学用品の購入費用とします。
- 通学用服、通学用靴、上履き、帽子等の購入費用としますが、これらの全額を助成するものではありませんのでご注意ください。
- 入学準備金の支給を受けた方には、入学準備金と新入学学用品費の差額のみ支給します。

学校災害共済掛金【定額】

- 学校の管理下における児童・生徒の怪我や病気などに対して医療費などが支給される「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度」に加入するための掛金を助成します。

学校給食費【実費】

- 小学生は月額4,000円、中学生は月額4,200円を支給します。
- 給食欠食回数が連続して5回を超える場合、6回目以降の欠食回数に小学生は1食あたり250円、中学生は1食あたり280円を乗じて得た額を月額から減じます。

PTA会費【実費】

- PTA活動に要する費用として、一律に負担する経費を支給します。

卒業アルバム代等【実費：上限額あり】

- 小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒が、学校が製作する卒業アルバム及び卒業記念写真を購入した場合、支給します。

オンライン学習通信費【定額】

- 児童又は生徒が授業や宿題の一環で学校外においてICT学習を行うにあたり発生する通信費の一部を支給します。
- 1世帯1回の支給です。町立学校に在籍する児童・生徒が2名以上いる場合、最年少の方に支給します。

医療費【実費】

- 医療費は、児童生徒が学校で行われる健康診断を受けた結果、下記の病気について学校において治療の指示を受けたとき、その病気の治療費用を三郷町が援助するものです。このとき必要となるのが「医療券」です。
- 医療券は、就学援助の認定が決定されてから各学校に申し込んでください。
- 医療券は、必ず持参して、医療機関等に提出し、診察を受けてください。
- 他の医療費助成制度（町の子ども医療助成制度など）を受給したときは、治療費用の援助は受けられないので、ご注意ください。

※ 援助の対象となる病気（学校病）

眼 科	トラコーマ（クラミジアという微生物による結膜炎）、結膜炎
皮膚科	水虫、疥癬（ヒゼンダニが皮膚表面の角質層に寄生して起こる感染症）、とびひ
耳鼻咽喉科	中耳炎、ちくのう、アデノイド（咽頭扁桃肥大症）
歯 科	う歯（むし歯）
小児科・内科	寄生虫病（ぎょう虫卵保有を含む。）